

議案第27号

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項第4号中「(日本下水道協会茨城県支部長が交付したもの。以下「主任技術者証」という。)」を削る。

第7条の8第2項中「日本下水道協会茨城県支部長」を「茨城県下水道協会」に、「県支部」を「同協会」に改める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

平成23年6月14日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
27号	1

提案理由（議案第27号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、日本下水道協会の組織改編に伴い、日本下水道協会茨城県支部が茨城県下水道協会となることから、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市公共下水道条例新旧対照表

改正	現行
<p>(指定の申請)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 専属することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証の写し</p> <p>(5) から (7) まで (略)</p> <p>(排水設備工事主任技術者)</p> <p>第7条の8 (略)</p> <p>2 前項に規定する主任技術者とは、茨城県下水道協会が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、同協会が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者をいう。</p> <p>3 及び4 (略)</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 専属することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証(日本下水道協会茨城県支部長が交付したものの。以下「主任技術者証」という。)の写し</p> <p>(5) から (7) まで (略)</p> <p>(排水設備工事主任技術者)</p> <p>第7条の8 (略)</p> <p>2 前項に規定する主任技術者とは、日本下水道協会茨城県支部長が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、県支部が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者をいう。</p> <p>3 及び4 (略)</p>